

# 総務委員会会議録

平成23年9月27日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:24

## 案 件

1. 議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
2. 議案第72号 財産の譲渡(天道自治公民館敷地)
3. 議案第75号 訴えの提起(片島民有地の時効取得による所有権確認)

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (中心市街地活性化推進課)
2. 庁舎問題検討委員会委員構成について (総務課)
3. 平成23年度飯塚市職員採用試験の実施状況について (人事課)
4. 平成23年度行政評価(一次及び二次評価)結果の概要及び事務事業の  
仕分け対象事業の決定について (行財政改革推進室)
5. 「飯塚観光と歴史施設めぐり」のお知らせに関する新聞報道  
(9月22日)について (情報推進課)

---

## 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長。

議案第64号につきましては、別に配布いたしております補正予算資料により説明させていただきます。資料のほうをお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更、および今後の所要額を見込んで補正するものでございます。補正額につきましては、表の一番上の段に書いてありますが、一般会計で5億9095万3千円を追加いたしております。

次の2ページ以降に補正予算の主なものについて、その概要を記載しております。科目名称の左側には予算書のページを記載しておりますのでご参照ください。まず、歳入からご説明いたします。県支出金では、地域グリーンニューディール基金事業費補助金など、今回補正しております補助対象実施事業に係る財源として計上しております。各事業の内容につきましては歳出の欄でご説明させていただきます。中ほどに財産収入を計上いたしております。財産収入では、ダイヤ機械跡地の平恒工場適地(第3区画)および飯塚リサーチパーク(第8区画の一部)、これは旧伊藤邸の臨時駐車場として、一部使用している区画でございます。この2件の市有土地売却収入1億8471万5千円を計上しております。その下の繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金の繰入額を207万8千円減額するものでございます。市債につきましては、今回補正しております起債対象事業の財源として合併特例債等を活用して実施するため計上いたしております。

次に、歳出です。一番下の欄、議会費では、条例廃止となりました政務調査費補助金の予算を全額減額し、その下の黒丸になります、新たに議員調査研究活動経費として旅費などの必要経費を計上するものでございます。3ページをお願いいたします。3ページの一番上になりますが、総務費の財産管理費では、庁舎省エネ改修事業といたしまして10分の10の県の地域グリーンニューディール基金事業費補助金を受け、本庁舎および穂波庁舎の照明のLEDへの

改修などを実施するものであります。人権同和推進費では、川島納骨堂新築事業費として用地購入費等を計上するもので、財源としては設計委託料を除いて県からの補償金がこれに充てられます。中ほどの戸籍住民基本台帳費では、窓口業務委託料として平成24年4月から証明コーナー・届出登録コーナーの受付・登録業務の委託を実施するにあたりまして、引継ぎ等に係る経費を計上するものでございます。平成24年度からの経費については、債務負担行為を設定いたしております。民生費の高齢者福祉費では、補助率10分の10の介護基盤緊急整備補助金を追加計上し、認知症対応型共同生活介護施設の自動火災報知設備整備事業等々、5施設への補助を行うものであります。下のほうお児童措置費では、私立保育所整備事業費補助金を追加し、市内2保育園の施設整備事業費の県2分の1、市4分の1の計4分の3を補助するものでございます。その下の街なか子育てひろば新設事業費は、穂波子育て支援センターを廃止し、東町商店街の空き店舗を借上げ、子育て支援センターを設置しようとするもので、補助率10分の10の県の地域子育て創生事業費補助金を活用いたしまして、平成24年2月の開設を目指すものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページ上のほうの労働費の労働諸費の欄でございますが、県の10分の10の基金事業を活用した学校保安員派遣事業、および黒ぼつの四つ目になりますが、グルメマップや観光パンフレットの外国語版などを作成する飯塚市観光発展事業などを実施し、新たな雇用の創出を図ろうとするものであります。農林水産業費の欄です。農業土木費では、ため池堤体の地盤改良等を実施する庄内山倉地区にあります山中ため池改修工事、およびその下の黒丸で浸水対策事業として同じく庄内の有井用排水路改良事業を計上いたしております。商工費の商工総務費では、飯塚リサーチパーク第8区画の一部売払いに伴い、不要となった地下埋設電線等の撤去工事負担金を計上いたしております。商工業振興費では、東町商店街のアーケード装飾照明等のLED化等に対し補助する商店街活性化事業費補助金、および本町商店街の空き店舗対策として実施する親子で子育て商店街事業費補助金を、共に県の補助金を活用して計上いたしております。観光費の欄の黒丸の3つ目になります。筑豊ハイテニスコート改修事業費として計上し、老朽化が著しいハードコートの屋外テニスコートを平成24年度の国際車いすテニス大会開催までに改修するものでございます。なお本事業には合併特例債を活用する予定でございます。一番下の土木費の道路橋りょう新設改良費では、東勢田・新立線道路路面の崩壊防止のため改修工事を新規に計上するものであります。

5ページをお願いいたします。一番上の下水道費の浸水対策事業でございますが、浸水対策事業といたしまして防災（浸水）対策基本計画の短期事業のうち、実施が可能となった事業を早期に進めていくため、各所調査測量設計委託料および各所浸水対策工事を追加いたしております。教育費の事務局費では、3年間の県の指定を受け、小中一貫教育研究事業費を追加計上し、事業の充実を図ろうとするものでございます。公民館費では、コミュニティ助成金が採択されたことにより、穂波地区公民館連絡協議会イベント用品等購入助成金を計上いたしております。災害復旧費では、5月の大雨により被災した明星寺、相田、大日寺の農業施設3ヶ所の災害復旧のための工事費を計上いたしております。繰越明許費は、筑豊ハイテニスコート改修工事および浸水対策事業の各所調査測量設計委託料につきまして、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。債務負担行為は、窓口業務委託料につきまして平成24年度から28年度まで5年間の委託業務を実施しようとするもので、各年度4100万円を限度として設定するものでございます。以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

窓口業務委託料、街なか子育てひろば新設事業費、緊急雇用創出事業費、商店街活性化事業費補助金、児童体験学習モデル事業委託料と筑豊ハイテニスコート改修事業費の点につま

して、ご質問させていただきたいと思います。まず、窓口業務委託料になりますけれども、補正予算資料で今回の900万円ほど補正がなされております。平成24年4月から委託を実施するのようになっておりますけれども、この金額の用途をお示しいただけますでしょうか。

市民課長

平成24年4月からの窓口業務の一部の民間委託実施に際して、円滑な移行を図る上から、また、市民サービスの低下を招かないためにも綿密な引き継ぎが必要と考えております。平成24年1月から3月を業務の引き継ぎ期間と位置づけまして、係る経費を計上しております。総合窓口関係の受付、端末入力、交付等に関する業務でございますけれども、この3カ月間の引き継ぎ期間につきましては、本契約につきましてはプロポーザル方式をとりたいと思っておりますので、このプロポーザル時の業者からの提案等により短縮するなど変更することもあり得ると考えております。また委託料については、よい人材を確保し、窓口サービスの安定した提供と質の向上を確保するために現在の平均的な嘱託職員等の賃金等を参考に設定しているところでございます。

永末委員

大体的内容はわかりました。それでは、委託業者の決定、契約における留意事項、業者に求める水準など、どのように考えられておるのでしょうか。それは、実際どのようにして決まるのかということをお示ししていただければと思います。

市民課長

委託業者の決定につきましては、プロポーザル方式により会社概要表、業務実績調書、提案書、見積書あるいはプレゼンテーション等により選定委員会で審査を行い最適者を選定する予定でございます。契約書には仕様書を添付するようしております。それには業務内容を明記しまして適切に実施する予定でございます。また、委託業者には個人情報の保護についての十分な配慮があり、社内規定を設けるなど、あるいは従事者の質が確保できるような研修体制を保持していること等についても重要なところだというふうに考えております。

永末委員

プロポーザル方式での決定ということでしたけれども、その決定に際しまして、選定委員会を設けるといふ旨の回答がございましたけれども、選定委員というのはどういった方がなるのでしょうか。

市民課長

選定委員につきましては、一応市役所の内部職員、部長を考えております。

永末委員

この窓口業務委託に関しましては、かなり市民の方のサービスといたしますが、市民の方に関する影響が大きいと思うんですけれども、今お答えのほうで内部の部長のほうで構成されるということでしたけれども、市民の方がその中に入るといいますか、そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

市民課長

市民の方が選定委員にということは、今のところ考えておりません。

永末委員

それでは予算が承認された場合、当然委託業者の選定に入る、プロポーザル方式でのあれに入ると思うんですけれども、所管委員会である市民文教委員会で審議がされていると思うんですけれども、そのあたりは今のところ報告しかあっていないということで聞いているんですけど、どのような形になっておるのかご回答いただけますでしょうか。

市民課長

この市民課窓口業務の民間委託の取組みにつきましては、去る8月26日開催の市民文教委員会でその目的、業務内容、職員数がどうなるのか、あるいは個人情報保護等にかかります概

要につきまして報告しているところでございます。ただいま業者選定に関する準備作業を行っているところでございますけれど、この進捗状況等につきましては今後開催されます市民文教委員会に逐次報告をしてまいりたいというふうに思っております。

永末委員

所管委員会の市民文教委員会での審議の内容を今お答えいただきましたけれども、その中で個人情報の保護に関するご回答がありました。実際その点でご回答がされていると思うんですけども、罰則規定を強化するというようなですね、本市の個人情報保護条例の罰則規定を強化するというようなご回答いただいていると思うんですけども、そのあたりは条例の改正というのが必要になってくると思うんですが、そのあたりのことと、業者の選定に関する兼ね合いといいますか、そのあたりどのように考えていらっしゃるのかご回答いただけますでしょうか。

市民課長

ただいまの罰則規定の関係でございますけれど、所管の課で見直しに向けて検討をしているところでございます。それと個人情報の関係ですけれど、先ほど委員もおっしゃったように、8月26日に開催されました市民文教委員会でも質疑がっております。私も窓口業務を委託する際には、この個人情報の管理につきましては最も重要なことであると。市民の方にいささかの不安とか疑念を抱かせることのないように努めなければならないというふうに考えておりますので、そこらあたりを踏まえた業者の選定というのを念頭に置いておるところでございます。

永末委員

業者の選定が先になるのか、条例の改正が先になるのかということと思うんですけど、事務の流れからいきますと条例の改正があり、それから業者選定に入るべきではないかと思うんですけども、そうなりますと条例の改正というのは市のほうでどのようなタイミングでなされるおつもりなのでしょうか、お答えください。

総務課長

個人情報保護条例の所管は総務課でございます。現在の予定といたしましては12月議会上程の上、議決いただくスケジュールで進めております。

委員長

業者選定が先ということですね。

永末委員

今のご回答ですと、業者選定が先という認識でよろしいのでしょうか。

市民課長

そのようになるというふうに思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

今のようなご回答をいただきましたけども、条例の改正が先にあるべきじゃないかと思うんですけども、そのあたり委員会等でお話し合いになられるべきじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:22

再開 10:24

委員会を再開いたします。

総務部長

今お答えいたしました条例改正の件ですね。これについては個人情報保護条例の中での罰則規定、これの強化について検討しております。上位法として個人情報保護法もございましてその範囲の中になると思いますが、ただこれについてはあくまでも契約約款の中で相手に対してですね、契約上の不履行、これに対しての罰則規定を設けます。それを補完じゃないんですけども、全体的な罰則規定、個人情報保護法の中の罰則規定の強化という中で条例改正をやっておりますので、双方いかに進められるというふうにご認識をいたしております。

永末委員

そのような形でしっかりとですね、よろしくお願ひします。最後の質問になりますけども、この業務委託が完全に実施された場合、職員がどの程度削減されるのかということをお伺ひしたいんですけども、まあ財政効果がどのような形になるのかということになると思うんですけども、ご回答いただけますでしょうか。

市民課長

職員の削減数でございますけれど、5名の減、あるいは臨時職員の方はやはり5名減、現在より10名の減員となります。この10名分について委託をするわけでございます。財政効果につきましては、1年間に約1200万円程度の効果額というふうに見込んでおるところでございます。

永末委員

続けさせていただきます。街なか子育てひろば新設事業費のことでお伺ひしたいと思います。まず、この街なか子育てひろば、子育て支援センターの概要を簡単にお願いできますでしょうか。

保育課長

今回新設いたします街なか子育てひろばにつきましては、東町商店街の空き店舗を活用しての事業を展開することとしております。目的でございますが、少子化や核家族の進行、それから地域社会の変化で家族や地域における子育て機能の低下、子育ての親の孤独感とか、あるいは負担感等の増大等によって問題が生じるということで、このような子育てに対する不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するために子育ての支援となる施設を設置し、地域の子育て機能の充実を図ることを目的に行うものでございます。事業の内容等につきましては、従前からやっておりました子育て支援センターと同様の事業を展開していくわけですが、子育て家庭の保護者と児童を対象に子育て中の親子が気軽に集い、相互交流、あるいは子育ての不安や悩みを相談できる場を提供したいというふうにご考えております。また地域にも出向きまして、出前講座や育児相談、そういうものも実施し、在宅家庭への訪問活動や毎月の広報等によりまして、市のホームページ等に掲載し、子育てに関連する情報を提供していきたいというふうにご考えております。

永末委員

東町商店街空き店舗を借り上げての運営ということになるようですが、場所は具体的にどこになるのでしょうか。

保育課長

場所につきましては、東町商店街の空き店舗でございます飯塚13番13号の玉置跡です。

永末委員

この玉置跡に子育てひろばが設置されるということですが、これはどの範囲内のご家族といたしますか、子育て家庭の方を想定されていらっしゃるのでしょうか。その近隣の方といたしますか、そのぐらいの想定になっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

保育課長

対象者につきましては、まず市内に居住してある子育て家庭を対象にということで、特に保育園とか幼稚園とか行っておられない在宅の家庭を中心に考えております。

永末委員

そうなりますと市全域だということになってくると思うんですけれども、そういった方がどのような形でこの玉置の跡に、こういった交通手段でやってくることを想定されているのでしょうか。

保育課長

現在5つの支援センターがございますが、以前行いました交通手段の調査等によりますと、全体で約9割の方が自家用車、6パーセントくらいの方は徒歩でというふうなデータもございます。また今回設置することに当たりまして、バスの交通手段もよくなるというふうに、利便性については良くなるというふうに考えていますし、また自家用車対応の方についてはコスモスコモン横の立体駐車場、それから本町駐車場等を減免というか、無料の方向で担当課といま調整しているところでございます。

永末委員

わかりました。それでは、この事業自体10分の10の県補助で新設されているわけですが、来年度からの事業実施は市の単独の金額で行うことになると思うんですけれども、どの程度の金額になると想定されておるのでしょうか。

保育課長

来年度からの事業につきましては全体金額、見込みでございますけれども1825万9千円ほど見込んでおります。内訳としましては、光熱費が243万2千円。これは一応試算しております。それから店舗借上げ料としまして、月額が26万円で年間で312万円、それから職員につきましては3名ということで、人件費が1255万3千円、その他消耗品が15万4千円というふうな内訳になっております。後は穂波の子育て支援センターを廃止するわけですが、それと比較しますと臨時職員1名の増ということで、光熱費、それから店舗借上げ料が従来よりも約700万円ぐらい増になるというようなことになろうかと思えます。しかしながら、この子育て支援センター事業につきましては、国の次世代育成支援対策の交付金事業の中の地域子育て支援拠点事業として補助を受けております。街なか子育て広場についても、広場型に該当いたしますので、約218万円ほどの補助金を見込んでおります。

永末委員

ありがとうございました。次に移りたいと思います。緊急雇用創出事業費についてお伺いしたいと思います。その中の直接雇用経費（学校保安員派遣事業）につきましてお伺いします。この事業は何年度から実施されておるのでしょうか、お答えください。

教育総務課長

児童の登下校時の見守りや学校の開校時間内での校舎内外での巡回警備を実施することで、児童の安全を確保するというところで、この事業をさせていただいておりますけれども、当該事業につきましては、18年度から20年度まで文部科学省の委託事業として、20年度までは福岡県が主体となって事業を展開しておりましたが、文科省のほうで21年度からは補助事業に変えるということでございまして、そういう状況から県のほうでそれに対して事業を先送りというようなことがありました関係で、21年度からこの緊急雇用創出事業によりまして現在まで行っているところでございます。

永末委員

今回、追加になるということですが、何日から何日増加するような形になっておるのでしょうか。よろしくお願ひします。

教育総務課長

日数につきましては、95日から160日になっております。ただ当初、4名で95日としておりましたものを6名で160日ということで今回追加させていただいております。

永末委員

これは、簡単にでいいんですが、大体どのあたりでされておるのでしょうか。学校名をお願いいたします。

教育総務課長

市内の全小学校に配置をいたしております。当然、全校毎日ということではございませんで、6人の方を巡回していただいて、1学校当たり月に4日、5日とか、そういうことでトータルしてさせていただいているところでございます。

永末委員

来年度に関しましてお伺いしたいんですけども、来年度もこれは補助事業となるのでしょうか。もし仮に補助がつかないとすれば市の単独で事業を継続することになると思うんですけども、どのように事業を推進するのか、お考えのほどをお聞かせください。

教育総務課長

来年度につきましては、この緊急雇用創出事業費については今年度限りということで所管課のほうからは、現在のところお聞きしておるところでございます。そういった関係で来年度以降につきましては、補助がなくなった場合、市の単費であるのかということになりますけれども、市の財政状況が非常に厳しい状況がございますので、単独での事業も非常に難しいという状況がございます。ただ、この児童生徒の安全を見守るということについては、PTAからの要望も非常に強いものがございます。そこで、いま現在、担当課のほうとしましては関係各課とも協議しながら、あるいは学校とも協議検討しながら、内部でどういうふうにするかということで協議検討をしているところでございます。

永末委員

ぜひ、いまご回答いただきましたように、児童生徒の通学の安全を守るために大変大切な事業ではないかと思えます。市の財政が大変厳しいのは承知しておりますけれども、ぜひとも何とか継続の道を探っていただけないかと思えます。これは要望として挙げさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。次の質疑に移らせていただきたいと思います。緊急雇用創出支援事業委託料（市有地環境整備事業）についてお聞きしたいと思います。この事業の内容をよろしくをお願いします。

管財課長

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費委託料の490万円の増額補正の緊急雇用事業の内容につきましてご説明いたします。これは緊急雇用創出事業交付金事業にのっとりまして、市が直接実施または民間企業等に事業委託して非・正規労働者等の一時的な雇用、就業機会を創出するといった目的のもとに、具体的には市有地の雑木等の伐採事業の委託料を計上しております。いわゆる民有地に隣接いたしました市有地内の雑木や竹等が茂りまして、民有地の環境衛生面で悪影響を及ぼしている箇所を伐採を行い、地域環境整備を図ることとしておりまして、4カ所を計画しております。伐採場所につきましては、以前から要望がありました箇所や市有地売却予定地を優先しております。

永末委員

来年補助がつかない場合、事業の継続性というはどのように考えておりますでしょうか。

管財課長

先ほどもご説明いたしましたが、緊急雇用ということで非・正規労働者の一時的な雇用、就業の機会を創出することを目的としておりまして、通常の伐採では対応できない箇所、大木等の伐採を主に行っておりまして、緊急雇用趣旨にのっとりまして委託事業実施することとしております。当分の間は伐採によりまして、地域環境が図られる箇所を優先しておりまして、臨時的、単発的な事業箇所といたしております。したがって、臨時的なことでございますので、来年度はその箇所については実施しない予定としております。

永末委員

場所としては、もう毎年しなくていいような場所になるということですか。

管財課長

特に、先ほどもご説明いたしましたが、大木等がかなり大きなものがございまして、あるいは木あたりがですね、一般的な草という形の伐採でございまして、そういった箇所を優先しておりますので、来年度あたりはある程度そこは環境整備がなされて落ち着くと思います。

永末委員

わかりました。次に移りたいと思います。親子で子育て商店街事業費補助金のことでお伺いしたいと思います。事業の概要と運営についてお伺いしたいと思います。

商工観光課長

この事業は県の基金事業である子育て応援商店街事業を活用して実施する事業でございます。実施主体は飯塚市商店街連合会で商店街が子育て家族を応援することで、さまざまな取り組みを通して、子育て親子の支援をすることにより、商店街に親近感を持ってもらい、商店街のにぎわいの創出を図ろうとするものでございます。具体的には子どもサロン、お母さんの交流広場の設置とほっとひろば事業、親子スタンプラリー、親子コンサート、お母さんの手づくり品バザー、子育てイベント等の実施、商店街公園といたしまして商店街に遊戯を設置することも遊び場事業、遊び教室、朗読教室等の親子塾などが予定されているところでございます。

永末委員

児童措置費の中のまちなか、先ほど私が質問させていただきました街なか子育てひろば新設事業費との関連性といえますか、違いといえますか、そういったのはどういった形になってくるのでしょうか。

商工観光課長

委員ご指摘の市が実施予定の街なかひろば新設事業も子育て親子の支援事業でございますが、事業内容につきましては、行政主体の事業と民間主体の事業ということで内容的には大きく異なるものと考えております。相互の事業が円滑に運営され、官民連携した総合的な子育て支援事業が展開できれば、商店街における活性化についても大いに寄与されるものと考えております。

永末委員

こちら事業というのは、来年度以降も継続されるご予定になるのでしょうか。

商工観光課長

ことしの事業につきましては、県の基金事業であります子育て応援商店街事業、県の10分の10の事業でございますが、本年限りでございます。来年度以降につきましては、規模は縮小にはなるかとは思いますが、商店街が主体的となって事業の継続を行う予定となっております。なお、この事業について市の持ち出しは現在のところ予定はしておりません。

永末委員

次の質問に移らせていただきます。児童体験学習モデル事業委託料についてお聞きしたいと思います。こちら事業の概要のご説明をいただけますでしょうか。

商工観光課長

この事業につきましても県の地域子育て活動支援事業を活用いたしまして、観光施設を活用した体験型学習モデル事業を実施し、児童生徒の健全な育成、市内の施設の魅力の発信を行い、利用の促進に寄与するものでございます。具体的な事業の概要といたしましては、学校が休みの期間、冬休み、春休みを想定しておりますが、県内の小学生高学年から中学生50名程度を対象として、2泊3日の体験学習といたしまして、自炊体験、レクリエーション、天体観測、ウォークラリーなどを通じた事業を実施するものでございます。

永末委員

50人のお子様ばかりを対象とされるということ、いまの回答だったと思うんですけども、



今回の補正予算の分の予算として300万円強ほどについておるんだと思うんですけども、この予算の金額というのは単純にキャンプ体験といいますか、そういったことをするというのに対しては、ちょっと大きな額のように私には思えるんですけども、そのあたりはどのように考えられているのでしょうか、ご回答ください。

商工観光課長

事業経費につきましては、この事業が先ほど申しましたように県の子育て支援基金を活用した事業であり、県との協議の中で事業対象者を県内全域に想定した事業となったため、それに伴います送迎手段の確保や事業実施のためのインストラクター等の新たな人件費を参入しているところでございます。この結果、この金額ということになっております。

永末委員

こちらの事業自体の委託を受けるのはどこになるのでしょうか、ご回答をお願いします。

商工観光課長

この事業の実施施設を現在のところサンビレッジ茜を想定しておりますので、ここを管理しております財団法人サンビレッジ茜を考えているところでございます。

永末委員

わかりました。来年度この事業を継続されるのかどうか、最後ご回答ください。

商工観光課長

この事業につきましては、本年度限りの県の基金事業を活用して実施するもので、来年度は予定しておりません。

永末委員

わかりました。ありがとうございます。最後の質問に移らせていただきます。繰越明許費の中の筑豊ハイツテニスコート改修工事のことでお聞きしたいと思います。現状の問題点とありますが、そのあたりどのように考えられていますでしょうか。

商工観光課長

筑豊ハイツのテニスコートにつきましては、冒頭で財政課長のほうから概要説明がございましたが、屋外のテニスコートにつきまして老朽化が著しくコート等のひび割れ等が進んでいるところでございます。これまで簡易的な補修等を行ってまいりましたが、今回全面改修を行い、併せまして来年度のテニス大会に間に合うような形で補修等を実施するものでございます。

永末委員

かなりですね、韓国のほうも力を入れてこのシリーズの誘致に取り組もうとされているということですけども、かなり飯塚のほうの大会としましても全国的に知名度が上がってきていて、すごく地域活性化といいますか、そういうものに貢献しているものではないかと思うんで、私としてはですね、ぜひともこれを飯塚での場で続けていただきたいという思いでいま質問させていただいているんですけども、結局飯塚かどこかということで協会のほうでそういったことを選ばれるような形になってくると思うので、やはり施設の整備というものが大事になってくると思うんですけども、ITFですかね、その規格というのは把握されていますでしょうか、ご回答いただけますか。

商工観光課長

今回の改修に伴いますITFの国際基準でございますが、コート間の距離が7.32メートル以上の距離。照明につきましては、コート面から1メートルの高さで500ルクス以上の照明が必要というふうに聞いております。

永末委員

現在筑豊ハイツのテニスコートで、その基準を満たしているコートというのは何面あるんでしょうか。

商工観光課長

現在、車いす大会が実施されている中で使用のコートは、筑豊ハイツには4面ございます。この4面につきまして、この基準を現在は満たしていない状況でございますので、今回改修に併せまして国際基準に合う基準に整備をしたいというふうに考えております。

永末委員

となりますと、あと何面必要になってくる計算になるのでしょうか。

商工観光課長

市が保有しますコートにつきましては、屋外コートが現在4面ございます。この4面につきまして国際基準に併せまして幅を広げる関係で、この4面が3面に変わります。ただ大会につきましては、隣接する筑豊緑地のハードコート等がございますので、この分を活用しながら大会運営には支障がないというふうに聞いております。

永末委員

市の分の4面を3面に移して基準を満たすようにするという事ですね。足りない分っていうのは県のほうのテニスコートを活用するという事ですけど、県のほうのテニスコートっていうのは基準を満たしているのでしょうか。

商工観光課長

県のコートにつきましても基準を満たしていない部分がございますので、現在県内部におきまして支援について検討をいただいているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

まず12ページです。議会費はどなたが答弁されるのでしょうか。議員調査研究活動経費829万3千円ですが、この予算を上程された理由というか、それを教えてください。

議会事務局長

今回の補正予算につきましては、市議会議員としての活動を活発にするという目的のために旅費等を計上したものでございます。

宮嶋委員

この数字の積算根拠というか、どういうことでこの数字が出てきたのか教えていただけますか。

議会事務局長

まず費用弁償でございますけれども、委員派遣、議員派遣に伴う議員調査旅費といたしまして443万1840円、議員研究旅費といたしまして329万2650円、それから需要費といたしまして月刊の情報誌等に17,400円、それから図書費といたしまして28万円、それから研修に参加するための参加負担金といたしまして27万円を計上いたしております。

宮嶋委員

旅費なんですけど、443万円と229万円ですか。この数字が出てきた根拠というか、こういうことでこのくらいのお金が必要っていう根拠になるものは知りたいんですけど。

議会事務局長

根拠といたしましては、東京1泊2日を2回行ける議員調査旅費と、議員研修旅費につきましては基本的には議長会のフォーラム及び全国市長会が開催しております都市問題会議、いずれかに参加するという根拠のもとに旅費を算定しているものでございます。

宮嶋委員

東京の出張が1人2回ということで、全員分ですよね。こういう必要があるのかどうかっていうのは、議会の中で諮られたのかどうか。突然この数字が降って湧いたのか、ちょっとその辺が知りたいんですけど。

議会事務局長

先に開催されました代表者会議におきまして、議員の先進地調査等の旅費を算出する中で上限を東京1泊2日を2回ということで、地域的には様々なことが考慮されますので、考え方としては上限値ということで了解をいただいております。

宮嶋委員

今のような情報の社会で、家にいながらにしているんな情報が得られる中で、わざわざ視察に、まあ行かなくてはいけないことも、百聞は一見にしかずという言葉もありますのであると思いますが、これだけの必要が本当にあるのかどうかですね、その辺をしっかりともうちょっと審議していただきたいというふうに思うんです。せっかく政務調査費、これは市民の皆さんから無駄遣いということで批判がออกมาして、議会のほうでも身を正すということで政務調査費が廃止になったのに、1368万円なくなりました、じゃあ代わりに829万円というお金が出てきたということでは、なかなかこれまた市民の理解を得られないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 10:56

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

じゃあ、ああそういうふうな思いを私が持っていますということで、是非この辺の議論をですね、どこでするのかわかりませんが、結局議員は自分たちの予算だけをうんと取っているんじゃないかという批判の声がたくさん上がっておりますので、その辺をぜひどこかで論議していただく場を議会で作っていただきたいというふうに要望します。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

同じく12ページの人権同和推進費、川島納骨堂新築工事ですが、これは道路の移転によって新しくなるということですのでけれども、現在の規模と設備の概要というかそういうものを教えてください。

人権同和政策課長

現行の納骨堂の規模ですかね、それとも建つ予定、今のですか。規模的には70基程度の現行の納骨堂の規模でございます。広さについてはいま探していますが、面積がちょっと見つかりませんので、見つかり次第ご答弁いたしたいと思います。それと基数についてはですね、先ほど70と申しましたが66基でございます。よろしく申し上げます。

宮嶋委員

では、この建て替えに当たっての規模はどのくらいの規模になるのでしょうか。

人権同和政策課長

現行の納骨堂と同規模のものを、新築移転ということで考えております。現在ですね、詳細な設計については今後でございますので、同規模のものを造るということでございます。

宮嶋委員

この維持管理はどこがどんなふうになってあるんですか。

人権同和政策課長

基本的には地元の管理組合がいたしております。大きなものになりますと、市有物件でございますので、市のほうでやるということになります、基本的には地元でございます。

宮嶋委員

ここは地元がやってあるということですね。設計とか建築、解体についてはどういうふうな、

入札でされるのか、その辺のスケジュールというか、どういうふうになっていますでしょうか。

人権同和政策課長

いま現在、用地買収にかかります用地交渉中でございます。今年度中に設計のほうも委託に発注する予定でございます。新築工事につきましては、来年度を予定いたしております。それから業者選定等につきましては、指名競争入札を考えております。

宮嶋委員

まだ用地がきちっと決まってないということですか、それとも交渉用地が取得ができていないということですか。

人権同和政策課長

概ねの必要用地につきましてはの地元と地権者との交渉は一件を除きましては、だいたい終わっております。若干一名につきましては、行方不明等の関係がございますので、現在交渉中でございます。概ねの面積につきましては県と協議の上、予算を計上する上で必要な面積として計上させていただいております。

宮嶋委員

では、まだきちんと用地が確保できたという段階ではないと。今年度中には何とか、用地が決まらなくても設計は出されるんですか。

人権同和政策課長

今年度中に用地交渉をまとめまして、来年度に向けました設計委託を発注する予定でございます。

宮嶋委員

設計委託は来年度ですか、今年ですよ。

人権同和政策課長

今年度に用地の買収費用と新築工事の設計委託料を計上いたしております。

宮嶋委員

いま用地を買収しようと思っている土地の面積はどのくらいになるんですか。

人権同和政策課長

1588.5平米を予定いたしております。

宮嶋委員

今の敷地がどのくらいか、分らないんですよ。特に広くなったりとか、そういうことはないのかなと、ちょっとその辺心配だったんで聞いたんですけど。

人権同和政策課長

現行の納骨堂の敷地面積は493平米でございます。それです、1588.5平米を今年度予定いたしておりますので、取りつけ道路等の、納骨堂本体の敷地以外の用地も必要でございますので、その辺の用地も算定に入れております。

宮嶋委員

どういうところに作られるのか分かりませんが、本体の敷地面積の3倍ぐらいの用地を確保するということですよ。本当にこれだけの土地がいるんですか。

人権同和政策課長

繰り返しの答弁になりますが、本体の敷地自体については同程度のものを考えておりますが、それに付帯します取り付け道路等々の敷地用地が必要でございますので、ある意味マックスの面積を予定いたしております。これが実際、用地買収が確定する折にはある程度絞り込まれる予定でございます。

宮嶋委員

用地購入費というのは全部県費ですか。

人権同和政策課長

これは県のほうで補償が歳入としてございます。

宮嶋委員

ということは、これだけの敷地がいるということをお認めになれば、これが通るといふことになるとお思いますね。この項はこれでいいですが、税務総務費と賦課徴収費ですかね、取り消し請求の弁護士謝礼ということになってはいますが、どういう事例なのか教えていただけますか。

総務課長

固定資産の訴訟の件でございますけれども、固定資産評価審査会につきましては総務課が所管しております。この案件につきましては、開会中の7月5日の総務委員会でご報告をさせていただいておりますけれども、一度、固定資産の評価審査会のほうに申請をされまして、うちのほうが昨年度ですけれども棄却いたしております。平成23年6月に原告よりその棄却の決定を不服とされまして審査決定に対する取り消し訴訟がされております。原因といたしましては、原告において当該土地を固定資産評価額以下の価格で、売買取得していることから固定資産評価に伴う適正な時価とは言いがたいという理由が1点と、当該物件が3,000平米を超える広大地でありますことから、広大地補整による減価がされていないという理由を不服とされまして、訴訟がされております。現在、口頭弁論第3回目が昨日行われておりますけれども、その訴訟着手金でございます。

宮嶋委員

民生費のほうで高齢者福祉費、介護基盤緊急整備補助金というのが出ておりますが、そもそもどういう補助金なのかというのは歳出で聞いていいんですか、お願いします。

介護保険課長

介護基盤緊急整備補助金につきましては、本年4月11日に福岡県保健医療介護部高齢者支援課長名で平成23年度福岡県介護基盤緊急整備補助金に係る協議が行われております。内容といたしましては、スプリンクラーの整備事業、これはグループホームを対象にしたものでございますが、それと防災補強改修支援事業、これは地域密着型サービス施設でございます。それからユニット化支援事業、こういったものにかかる事業でございます。

宮嶋委員

この施設はもう決まっているんですかね、どこに配置するということは。

介護保険課長

今回補正で計上させていただいておりますものについて決まっております。自動火災報知機の整備に係る事業といたしまして、グループホームが2施設でございます。それから消防機関へ通報する火災報知設備、これにつきましてグループホームが1施設、それから防災補強改修等の支援事業といたしまして、これはグループホームについて1施設と小規模多機能型居宅介護施設、これについて1施設、計5施設について検討させていただいております。

宮嶋委員

この施設を決めるに当たってはどのようなふうな公募をされたのか、ちょっとその辺をお聞きかせください。

介護保険課長

4月に県の通知を受けまして、以降、関係事業所に意向調査を実施いたしております。

宮嶋委員

意向調査をされて募集というか、申請をされて決まったんですかね。

介護保険課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

自動火災報知機設備というのが2施設で200万円ということですから、100万円だと思

うんですが、これはスプリンクラーをつけるんですよね。これで何基ぐらいのスプリンクラーが付くんでしょうか。

介護保険課長

この2施設につきましては、自動火災報知設備の整備でございまして、名称としましてスプリンクラー整備特別対策事業となっておりますが、内容といたしましては自動火災報知設備でございまして。

宮嶋委員

火災報知器だとかいうのをやる業者というのは、市内にだいたい何カ所ぐらいあるんでしょうか。すいません質問をかえます。施設に対して補助金を出すから、そこがどこの業者で仕事をするかというのは、業者で決められるんですか、それとも市のほうで決められるんですか。

介護保険課長

市の指名業者の中から各施設の運営者が決めていくということになります。

宮嶋委員

それから次の在宅障がい児育成支援事業助成金ということで上限が60万円ということですが、ここはもう施設が決まっているのかどうか、今から募集をかけられるのかお聞きします。

社会・障がい者福祉課長

補助対象事業の件ですけれども、この補助金の目的は障がい児支援において、障がいのある子どもさんを早期に発見し、適切な支援につなげていくことを目的としておりまして、本市にはこのような施設が今年4月にオープンいたしました穎田病院横のミーティアストと、それから児童デイサービス事業所があと2カ所ございます。1カ所のミーティアストにつきましては、昨年度、いろいろ補助の支援をさせていただきましたので、今年度この補助金におきましては、市内の2カ所のデイサービス事業を考えております。

宮嶋委員

3カ所あるということで、もう1カ所はきちっとできているので、あと2カ所に入れるということですね。それから14ページの児童措置費、市立保育所整備事業費補助金ですが、この補助金がこの補正で上がってきた経緯を教えてください。

保育課長

市立保育所の整備事業費でございますが、毎年意向調査を市立保育所に対しまして実施しております。本年度当初予算では2施設について計上させていただいておりますが、当初予算議決後に県から平成23年度の追加協議の紹介がございました。市内の今まで施設整備等を実施していない市立保育所に対しまして、施設整備に対する意向調査を実施いたしましたところ、今回事業を実施したい旨の回答が2施設からあり、県に事業計画等を提出しながら協議を行いまして、今回整備事業を追加補正するものでございます。

宮嶋委員

補助金の枠が少し余ったということではないでしょうか、そういうことで追加の募集ということですね。当初予算でこの補助金を受けられた施設はどこでしょうか。

保育課長

2施設につきましては、明星保育園と認定こども園を計画されています愛宕幼稚園でございます。

宮嶋委員

幼稚園でも使えるんですか。

保育課長

施設整備事業につきましては、この補助金では認定こども園の整備事業等も県の対象事業となっております。

宮嶋委員

わかりました。それから次に街なか子育てひろばですが、ここに街なか子育てひろばをつくるに至った経緯というのを、東町商店街のほうから要望が出たということだったと思うんですが、玉置というこの施設に決まった経緯をお願いします。

保育課長

本会議の場でもご説明いたしましたが、まず本年3月に福岡県の子育て支援課のほうから子育て応援商店街事業につきまして、地域子育て活動支援費の補助金10分の10を活用しながら施設整備をしながら、商店街と一体になって子育て応援をやりたいというお話がございました。ぜひ飯塚市のほうも取り組んでいただけないかというふうなことで依頼がございました。そういう中で東町等においても子育て応援商店街事業の取組みを同時にやっていこうということで、県のほうものぼり旗等をつくりながら商店街で子育てを一体的にやっていこうというふうな意向で取り組まれることになり、そういう中で東町商店街、あるいは本町商店街の方々から東町商店街の空き店舗であると玉置を活用しながら、ぜひここで子育ての事業を展開していただきたいというふうな要望書も出てまいりました。そういう中で穂波子育て支援センターの移転等も考えていた経緯もございます。それから中心市街地活性化のことも考えておりました。そういう中で子育てというのをやっていく上においては、やはりもっと広い所で親子がのびのびと遊んだほうがいいんじゃないかということも総合的に判断した中で、この県の事業を活用しながらやっていこうということで、最終的には総合的に判断しまして、この場所に決定をしております。

宮嶋委員

先ほどの質疑の中で700万円ほど穂波の子育て支援センターより高くなるということなんですが、確かに商店街からの要望もありますでしょうけれども、片方でできる所があれば、なくなる所がある。じゃあ本当に誰の意見を聞かないといけないかといったら、まちの活性化だとか、いろいろな思惑はあるでしょうけれども、そこを利用される親子、お母さん、子どもさんの意見だと思いませんか。このことは、東町につくるということではそういうお母さんたち、利用する方のご意見とかいうのは聞かれましたか。

保育課長

今回は、東町に設置することについては保護者の方からの直接のご意見は聞いておりません。しかしながら、子育て支援センター5園ございますが、ここを利用しておられる方々については、市内5箇所をうまくそれぞれの事業計画等を見ながら、自分の行きたい講座とかそういうものを選びながらですね、やっておられるということで、今後中心的な子育てひろばができれば必ず利用していただくというふうを考えております。

宮嶋委員

新しくできるということは、私も場所のこともいろいろ考えましたけれども、水害地帯ということではそういう子どもたちの避難だとかそういうこともぜひ十分論議していただきたいと思うんですが、あったものがなくなるということに対してね、説明責任がやっぱり行政としてあるんじゃないかなと思うんですよね。車で来られる方も多いし、こちらに行ったりあちらに行ったりということで利用されている方も確かにいらっしゃるようですけども、今まで行っていた、あった場所がなくなるっていうふうな、片一方でそういうことがあるんでしたら、やはりそこら辺をきちっと説明をして、市民の意見というか、利用される方の意見をきちっと取り入れて、廃止については特にその辺をしっかりと論議して決めていただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

青少年対策費、みんなで家族月刊事業費ということで、103万9千円が上がっていますが、これも県の企画だからそのままの受け入れられたと思うんですけども、この話が出てきた経緯というかこのことについてちょっとお尋ねします。

児童育成課長

経緯と申しますか、これも県のほうから飯塚市のほうで、県のほうで福岡みんなの家族月間をいたしますので飯塚市のほうでもぜひ開催してもらえないだろうかというご相談のもとで事業計画を進めました。

宮嶋委員

これは講師謝礼が98万円ということで、ほとんどが講師謝礼なんですけど、この県下何カ所でどのくらいの規模でやられるんですか。

児童育成課長

申しわけありませんが、そこまで把握をしておりません。

宮嶋委員

県の消化試合のような気がするんですけど、何カ所ぐらいするのか、何で飯塚市なのかっていうのはやはりぜひ考えていただきたいと思います。これはどなたがお見えになるんですか。それほど有名な方がお見えになって、料理教室をして、どういうこのテーマに対して効果があると考えておられるのか、お聞きします。

児童育成課長

どれほど有名かというのは議員次第だと思いますけれど、今テレビとかですね、雑誌を出版されてある料理研究家のコウケンテツさんという方をお招きしております。その中で料理体験と申しますか、20組40名の方を料理実習でお呼びしまして、その後家庭の絆ということを中心に講演会を実施していただく予定でございます。

宮嶋委員

すいません。知りませんが、有名な人が来てこういうことするよりはね、もっと身近に親子、家族で調理をすとか、そういう企画を練ったほうが、みんなで家族月間というのにはふさわしいんじゃないかなと思います。何かもう県から押しつけられてやっているという、そんな気がしてなりませんので、これによって職員の方のある一定の労力を割かれるわけですし、広報とかいろんなことでも手間ひまかかるといことですので、ちょっと何かこう上から言ってきたからということじゃなくて、もっと精査して、このことをすることによってこのくらいのこんな効果がありますよっていうのを、ぜひ検証していただきたいというふうに申し上げて、この項は終わります。

農林水産業費、水路原状回復等請求事件、弁護士謝礼金というのがありますが、これはどういう事件なのか教えてください。

農業土木課長

これにつきましては平成18年10月に庄内管内の水利組合が施工いたしました水路改良に起因したものでございまして、市と個人に対して水利組合から調停の申立てを起こされていたところでございます。今回、市に対する調停につきましては取り下げられたことによりまして、弁護士に対して報酬を支払うものでございます。

宮嶋委員

ちょっと工事の中身が今ではわからないんですが、市に対しては取り下げられたけれども、もう一方の方はまだ紛争が続いているということですか。

農業土木課長

どちらも調停が完了しております。内容のほうでございますけれども、これは水利組合のほうですね、自主施工届出を市に提出しないまま水路改良を施工したことによるものでありまして、市の責任はないとの判断でございます。

宮嶋委員

次に商工費、リサーチパークの地下埋設電線等撤去工事負担金ですけども、もともこの地下に電線が埋設されたのは、なぜされているんですかね。

産学振興課長



平成5年度より分譲いたしておりましたこのリサーチパークでございますが、この度第8区画の一部売買契約の締結予定に伴いまして、地下埋設のこの電力高圧線使用の用途がなくなったということでございますが、当初6キロボルト以上の容量の高電圧の高圧線を敷設することが必要であるというような計画のもとに、平成5年当時に敷設されたものでございます。

宮嶋委員

IT情報都市を目指して敷設されたわけですが、今回そのIT産業、情報都市を飯塚市はもう投げ捨てたということですね。この電圧があるからこのままではこの土地は使えない。どうしても外さないといけないということですか。

産学振興課長

この高圧地中配電の設備につきましては、当初より電力事業会社のほうから特定規模の需要標準供給条件といったものがございまして、これに関係する施設、つまり特別の供給設備を設置する時は工事負担金を支払って、その旨設置するというようになっておりました。その後またこの施設を廃止または変更する場合には、申請者のほうが負担金を支払って工事を行ってすべて撤去するというような形になっております。当然、その地下に埋設しております鉄管あるいは電線というものについては、九州電力に帰属する設備でございます。

宮嶋委員

このまま埋めたままでは売却ができないのかということを知りたいんです。

産学振興課長

ちょうどこのリサーチパークの歩道敷きにこの高電圧線は埋設されてありまして、この部分につきましては埋めたままということにはなりません。先ほど申しましたように、九州電力に帰属する設備でございまして、これは申請者の負うところによりまして工事負担という形になっております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:33

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

産学振興課長

高電圧線を埋めたままということにはなりません。この高電圧線については、先ほどから申ししておりますように、九州電力側の敷設の設備でございます。九州電力側に返還するという形になります。

経済部長

ただいまご質問のこの高圧線の撤去につきましては、当初埋設する折に九州電力との約束でございまして、今回使用しないということで決定いたしましたので撤去するものであります。

宮嶋委員

そういう必要性がなくなったら撤去しないといけないということが元々あったということですね。そして埋め込むのにも随分お金がかかったと思いますけど、この撤去する工事費も全部飯塚市負担で、そのまま売るといことはできないんですね。

経済部長

先ほど産学振興課長がお答えいたしました、当初飯塚リサーチパーク造成の目的がございまして、議員も触れられましたけども、先端技術産業や情報系産業等の研究型企業の集積を図るという目的がございました。そうしたリサーチパークに企業誘致の際の快適な環境をつくるという目的から、こうした地中埋設という措置をとった次第であります。そして今回撤去することに関しましては、先ほども申しましたように、当初からの約束事でございます、それに準じた措置をとっているということで、当然ながら費用負担も本市が負担することになってお

ります。

宮嶋委員

敷設するにあたっては、どのくらいのお金がかかったか分かりますか。

産学振興課長

平成5年1月当時の工事負担金の額でございますが、297万5887円でございます。その後、平成14年11月に高圧線、電線の一部を撤去するに至りまして、このときにかかりました金額が42万6979円ということでございます。

宮嶋委員

埋設したときと同じくらい、外すときも費用がかかってこれだけのむだ遣いがあったということを確認しときたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

先ほど説明がありましたけれど、筑豊ハイツのテニスコートですけれども、これはいま筑豊ハイツ本体と一緒に指定管理ということになっていますが、公共施設等のあり方検討委員会では、このテニスコートを今後どういうふうにするということは決まっておりますか。

商工観光課長

筑豊ハイツにつきましては、あり方の実施計画の中で現在の指定管理者に移譲という方向で協議をするという形には決まっているところでございます。テニスコートは一応筑豊ハイツ敷きということで、一緒に私ども商工観光課が管理しておりますが、土地につきましてはまだ方向性は具体的には決定しておりません。

宮嶋委員

指定管理者のほうにテニスコートも含めて全部譲渡するということですか。

商工観光課長

譲渡につきましては筑豊ハイツ建物そのものでございまして、土地等につきましては今後の検討ということになります。

宮嶋委員

今後ということで、まだ何もテニスコートに関しては決まってないという認識で良いんですね。

商工観光課長

現在、内部で検討は実施しておりますが、決まっておられません。

宮嶋委員

分かりました。17ページの下水道費、浸水対策事業費ですけれども、3カ所でしたか、どこをされ、どんなふうにするのか、教えてください。

都市計画課長

3カ所と言われましたけれども、都市計画の市民公園調整地整備工事、これについてご説明いたします。浸水対策事業の中で公園とか、公園の駐車場等を利用したオンサイトの調整池を計画しておりますが、委託設計ができた短期分、5カ年計画の工事を前倒しで実施するものです。場所としては浸水地区の鯉田の上流になりますけれども、市民公園、陸上競技場付近でございますけれども、この公園用地3カ所、面積として6300平米を調整池として利用するという計画でございます。

宮嶋委員

これで鯉田の水害が随分なくなるのかどうかはあれですけど、よくなっていくということですね。それとその1つ上の排水ポンプの設計委託というのがありますが、鯉田と大日寺川と書いてありますが、二瀬というか横田の共立病院の裏あたりが浸かって、ポンプをつけるという

話が以前からあったと思うんですけど、ここはこの中に入っていないのでしょうか。

土木建設課長

いまのご質問ですが、二瀬排水ポンプ場のことだろうと思います。いま現在、委託業務を実施中でございます。

宮嶋委員

当初予算の中でもう組まれていたということですね。申し訳ございません。では教育費、小中学校研究事業費、県の2分の1の補助ということですが、これの学力向上推進市町村指定というのを受けられたということになってはいますが、ちょっと中身を少し教えていただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

学校教育課長

福岡学力推進事業といたしましては、これは学力向上強化市町村の指定を受けて、そして学力の向上について県の教育委員会、特に筑豊教育事務所でございますが、ここと連携いたしまして、飯塚市学力向上検証委員会を設置いたしまして学力向上に関する指導主事の重点派遣、あるいは非常勤講師の派遣、学力向上を図る指導内容方法及び組織運営についてノウハウの提供などを受けることで、効果的、効率的に学力向上等の調査研究を進めるという事業でございます。

宮嶋委員

ということは、教職員の方に対する指導とか、そういうことなんですか。

学校教育課長

確かにいろんな授業を公開いたしまして、その際に指導主事による指導、そして子どもたちの学力がどのように上がっているかという検証も含めてのところでございます。

宮嶋委員

いまあの、課長ご存知だと思いますが、教員の方々は本当に忙しい大変な状況の中で教育に携わっておられますけれども、こういう新しいことをすることにはものすごくエネルギーがいらっしゃるんですよね。見てみますと、消耗品費だとか印刷製本代だとかいう部分も上がってきて、報告書なりなんなりをつくるというようなことで、さらに忙しくなるという状況が出てくるんじゃないかなと思います。その辺いかがでしょうか。

学校教育課長

確かに最終的には報告書等の提出等義務がございますが、その提出文書につきましては県からの様式が定められておりまして、非常に簡単にできるというようなことにはなっております。ただ言われますとおり、いま以上に授業の技術などと言ったことにつきましては、相当教員にとりましては勉強になるのではないかと思います。

宮嶋委員

ぜひですね、教職員の労働強化につながらないで、本当に子どもたちに教員が向き合っ、そういう時間がつくれるようによろしく願いしてこの項を終わります。

永末委員

すいません、先ほどちょっと聞きそびれたがところございまして、再度質問させていただきます。筑豊ハイテニスコートの改修事業費につきましてお聞きしたいと思います。先ほどのご答弁いただきました件で、市有の面を4面から3面にして、不足分を県保有分で補うということでしたけども、県の設置分も基準を満たしていないということで、いま県との協議を進め

ている段階ですという回答でしたけども。その県と進められている協議の内容というのはどのあたりまでいっているのかっていうのはご回答いただけますか。

社会・障がい者福祉課長

大会支援につきましては、私ども社会・障がい者福祉課が担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。現在コートの整備につきましては、福岡県とそれから飯塚市とそれから大会の事務局の方々と何度か意見交換をする機会も持ちました。その中で、具体的にはコートがあとどのくらい必要なのかとか、大会を継続するうえで、先ほど出ましたように国際規格のコートがどれだけ必要なのか、それによってスーパーシリーズ大会が継続できるのかどうか、それふうなことを細かく皆さん、県の方と大会事務局の方と市とで協議をしているような段階で、まだ具体的な結論には至っておりません。

永末委員

市側としましてはSSシリーズですか、それが飯塚市で行われているってということに対してどのように考えられているのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

車いすテニス大会につきましては、やはりスポーツ競技の国際大会であると同時に、障がいのある方々の社会参加の意欲を喚起すると同時に、またそれから国際交流の場、そして子どもさん達にとっては、この場でノーマライゼーションを肌で感じることで重要な大会でありますし、また飯塚市としてもこの大会を通じて、この飯塚を国内外にアピールすることのできる非常に重要な大会であると思っておりますので、飯塚市といたしましてもこのSS大会の継続に向けて、支援を強化していきたいというふうには考えております。

永末委員

この大会ですね、継続していくには県の協力が必要になってくると思うんですよね。県所有分のテニスコートを、今回市が行うように企画に合うような形にしていく必要が生じてくると思うんですけども、協議されているということと思うんですけども、そのあたりを市のほうができるだけ県のほうに要望という形で上げていただきたいと思います。よろしく願いします。こちらの分ですね、今回こういった形で、今はこの状態で進められているわけですけども、この障がい者テニス以外でも、一般の大会の誘致みたいな形で進められるということはあるのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

今回飯塚の筑豊ハイツのテニスコートは国際規格のコートに改修いたしますが、改修後、いまの段階では、別の国際大会の誘致ということまでは考えてはおりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

反対の立場から討論いたします。浸水対策など安心安全な立場からの前進面はあるものの、市民からむだ遣いと指摘のあった1368万円の政務調査費、これを廃止しましたが、これにかわって調査研修旅費として829万3千円が計上されています。昨今の厳しい経済情勢の中で、行革という名のもとに市民の暮らし、福祉が削られている中でほんとに市民の理解を得られるのか、本当に必要なのか精査すべきであり、削除すべきだと考えています。県の10分の10の補助だという政策がたくさん見られますが、その中でやっぱり飯塚市として工夫をしていく、次につなげていく、こういう政策を考えていただきたい。単発では終わらず次を考えていくべきではないかということをお願い添えて反対討論といたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:51

再 開 12:00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第72号 財産の譲渡(天道自治公民館敷地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

議案第72号財産の譲渡についてご説明いたします。穂波地域の天道自治公民館の公民館用地敷地について、無償譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。経過等についてご説明いたします。資料をお配りしておるかと思いますが、旧穂波町においては、地域公民館用地の譲り受け等に関する規則を昭和52年10月7日に制定しております。この規則では、52の町内会が設置する公民館類似施設の用地を町に寄附することを一定の条件のもとに適用しまして、その後、用途を廃止した場合には申し出により、町は町内会を代表する者に当該土地を無償で譲渡することとしております。この規則に基づきまして、15の地域公民館が町へ用地の寄附を行っております。その後、1市4町の合併によりまして、平成18年3月に穂波町の規則は廃止されましたが、経過措置を設け、この規則の施行前になされた手続き、その他の行為については廃止前の地域公民館用地の譲り受け等に関する規則は、なおその効力を有するとしております。今回、平成21年12月に認可地縁団体として、法人格をもった天道自治公民館からの申し出に基づきまして、規則の趣旨及び経過措置等を適用しまして財産の譲渡の提案を行うものでございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 財産の譲渡(天道自治公民館敷地)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 訴えの提(片島民有地の時効取得による所有権確認)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長

議案書の44ページになりますが、議案第75号訴えの提起についてご説明申し上げます。内容についてでございますが、市有地内に存在する個人名義墓地敷の時効取得による飯塚市への所有権確認請求の訴えの提起を行うものでございます。現状についてご説明いたします。片島1丁目地内の街路事業の代替地として管理しております市有土地790番1ほか3筆、903.5平米の敷地内に個人名義の土地848番地、墓地敷でございますが29平米が存在しております。飯塚市がこの代替地を処分する場合には、この民有地の所有権を取得する必要があります。所有者の畑中万三氏について種々調査を行ってまいりましたが、表示登記の記

録を除いて不明であるため所有権移転登記ができない状況となっております。なお、この代替地には昭和50年代まで司法職員住宅が建築されておりまして、建物解体後、更地化されており民有地を管理するものは現在はなく、市が市有地と一体で民有地も維持管理し現在に至っております。本件について事務処理を進めるにあたって顧問弁護士、法務局統括登記官に相談いたしました結果、畑中万三氏に対して時効取得による所有権確認手続きを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものです。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 訴えの提起(片島民有地の時効取得による所有権確認)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

8月22日の総務委員会開催日以降の主な取組につきましてご報告いたします。資料を提出しておりますので、ご覧ください。主なものを説明いたします。

8月22日、中心市街地活性化協議会幹事会の第1回会議が開催されました。今後毎月開催し、基本計画に対する意見書の取りまとめをお願いしております。また、幹事会ではタウンマネージャー設置の検討も行っていくことにしております。次に、8月26日、飯塚本町東地区商業の活性化研究会の第1回会議を開催しました。研究会のメンバーは、商業継続を希望する土地や建物の所有者など19名で、今年度内に商業ゾーン活性化の方向性を決定していきます。次に、8月29日、内閣官房地域活性化統合事務局に対し、飯塚市中心市街地活性化基本計画作成に係る事前相談を行いました。担当者の方からは、「菰田地区は、現状での問題点、課題を整理し、それを解決するための活性化事業や実施後の姿を明確にしないとエリアに入れられない」、「商業活性化の取り組みが薄い」という指摘を受けております。今後関係者と協議を行い、活性化事業を作り込んでいきたいと考えております。

次に、9月14日、九州スマート・ウェルネスシティ構想勉強会を開き、指宿市や豊後高田市など9自治体並びに関係機関で科学的根拠に基づく健康づくりの推進方法などについて意見交換を行いました。また、同日には、準工業地域における特別用途地区の指定に伴う説明会も行っております。今後、12月には特別用途地区の指定を飯塚市都市計画審議会に付議し、平成24年2月初めまでに特別用途地区都市計画決定の告示を行うことで進めてまいります。

次に、今後のスケジュールであります。商業関係者との活性化事業に関する協議、中心市街地活性化協議会幹事会の開催、飯塚本町東地区整備に関する勉強会等を鋭意行ってまいります。また、前回も申し上げましたが、10月18日には、コンパクトなまちづくりセミナーを開催いたします。議員の皆さんにも是非ご参加をお願いいたします。以上簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「庁舎問題検討委員会委員構成について」報告を求めます。

総務課長

先の6月議会の追加議案で議決いただいております庁舎問題検討委員会附属機関の委員の設置を行いましたので、委員の構成についてご報告させていただきます。資料を付けております。委員の構成は添付の規則に基づきまして、資料のとおり23人からとなっております。その内訳といたしましては、1号委員といたしまして学識経験者4名、2号委員といたしまして関係団体より推薦された委員15名、第3号委員といたしまして市民公募委員4名の計23名でございます。市民公募委員にありましては、7月15日から8月22日までの間に募集を行いまして、応募者男性13人、女性7人の応募がっております。全員の出席のもと、8月24日に抽選選考を行いまして、男女それぞれ2名の委員が決定しております。

なお、第1回目の委員会につきましては、8月29日に実施してございまして、さきの一般質問と重複いたしますが、流れといたしましては委嘱状の交付を行いました後、設置規則、諮問書の説明、庁舎に係る経過の説明、飯塚市の概要につきまして事務局より説明しました後に、議事に入りまして正副委員長の選任、会議・会議録の公表、庁舎の現状と問題点を見学を含めまして行いました後、最後に今後のスケジュール等について協議をされております。なお、第2回目は明後日の9月29日に開催することで予定いたしております。以上簡単でございますけれども、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

明石委員

この検討委員会は傍聴できるんですか。

総務課長

傍聴はできます。

委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

人事課長

それでは、本年度の職員採用試験につきまして、第1次試験を9月18日、日曜日に実施いたしましたので、その概要につきましてご報告をいたします。お手元に配布いたしておりますA4の1枚紙がございます。平成23年度飯塚市職員採用試験第1次試験受験状況という資料をお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

表の左から試験区分、性別、申込者数、それから受験者数、受験率の順に記載をしております。各試験区分ごとの受験者数は表の右から2列目に記載してございまして、行政事務上級では128名、行政事務初級33名、土木上級4名、土木初級3名、建築7名、電気10名、機械1名、化学15名、保育士39名、保健師15名、総数では表の一番下に合計欄がございますとおり、申込者数350人に対しまして受験者数が255人、受験率は72.9%となっております。また採用予定者数18名以内と規定してございまして、これに対する競争倍率といたしましては14.2倍でございます。

今後の予定といたしましては、第1次試験の合格発表を10月14日、金曜日午前10時、本庁舎玄関前に合格者を受験番号を掲示いたすとともに、市のホームページ、こちらのほうにも掲載をする予定でございます。併せまして、合格者ご本人については郵便により通知を行う

ことといたしております。以上簡単ではございますが、採用試験第1次試験の受験状況につきまして報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

23年度の受験状況のほうは分りました。21年、22年度の受験状況というのを把握されていたら教えていただけますでしょうか。

人事課長

それでは22年度の受験状況についてでございますが、22年度につきましては行政事務上級・初級、土木、建築、保育士の採用予定で試験を行っております。申込者数345名、受験者数が275名でございました。続きまして、21年度にも採用試験を行っておりまして、同じく行政事務上級・初級、土木、電気、保育士の試験区分で試験を実施しております。申込者数340名に対しまして受験者数267名でございました。以上のような状況になっております。

永末委員

ことしの倍率が1.4倍ということでしたかね。その倍率までよろしければお願いします。

人事課長

倍率についてでございますが、平成22年度、合計でまいりますと受験者数に対する倍率、22年度が2.1.2倍でございます。21年度が3.3.4倍となっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び事務事業の仕分け対象事業の決定について」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行政評価の結果の概要及び事務事業の仕分け対象事業の決定につきましてご報告いたします。資料の「平成23年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び事務事業の仕分け対象事業の決定について」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。行政評価制度につきましては、昨年度から試行導入し、本年度は本格実施ということで、6月から7月にかけて事務事業評価シートを所管部署において作成し、全955の事務事業のうち、市に裁量の余地のない義務的事業や計画策定事務、内部管理事務、平成23年度新規事業など、評価対象外の317事業を除く638の事務事業について一次評価を行っております。

評価結果につきましては、下の表がございまして、予算を伴う拡充が42件、予算を伴わない内容・手法の拡充が64件、現状維持・継続が331件、内容・手法の見直し・継続が156件、予算・内容の見直し・縮小が15件、休止・廃止・完了が25件、その他が5件、これは監査関係事務ということで評価の対象から外しております。また、行財政改革推進本部に設置しております、部長、部次長で構成いたしております行政評価推進部会におきまして、一次評価対象の638事業の中から二次評価対象の97の事務事業を選定しまして、7月29日、8月2日及び4日の3日間で仮二次評価を行い、8月10日に行財政改革推進本部会議で同評価の最終決定をしております。

評価結果につきましては、表にございまして、予算を伴う拡充が13件、予算を伴わない内容・手法の拡充が23件、現状維持・継続が18件、内容・手法の見直し・継続が42件、予算・内容の見直し・縮小が1件、休止・廃止・完了が0件となっております。



次の2ページをお願いいたします。事務事業の仕分け対象事業の選定につきましては、8月29日に、行財政改革推進委員会の専門部会でございます行政評価委員会におきまして、二次評価対象の97事業の中から事務事業の仕分けの対象となる16の事務事業を選定していただいております。選定されました事務事業は次のとおりでございます。左から所管部名、所管課名、事務事業名を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

最後に、事務事業の仕分けの実施につきましては、10月14日(金)及び15日(土)の両日、午前9時30分から午後5時まで、飯塚市新飯塚にございます立岩公民館の3階 中研修室において行うこととしております。両日も8事業を予定しております。仕分け体制は、コーディネーター1名、外部評価委員10名の1班11名体制となっております。なお、公開にて行うこととしております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、『「飯塚観光と歴史施設めぐり」のお知らせに関する新聞報道(9月22日)について』、報告を求めます。

情報推進課長

報告第5号 飯塚観光と歴史施設めぐりのお知らせに関する新聞報道について、ご説明いたします。先週9月22日に一部の新聞で、山本作兵衛氏の記憶遺産について飯塚市が誤ったチラシ作成との見出しで、その件に関する記事が掲載されました。また、26日にも同様の記事が別の新聞に掲載されています。この記事の原因となりましたのは、情報推進課が10月21日に計画してまいります市民を対象として参加者募集しました「飯塚観光と歴史施設めぐり」の案内募集のお知らせチラシに旧伊藤伝右衛門邸及び歴史資料館に展示しています、山本作兵衛氏作の炭鉱記録画について、世界記憶遺産に登録されたかの様に誤って記載し、各支所、公民館にチラシを備えて参加者を募集した事によるものであります。

そのお知らせチラシを田川市の石炭・歴史博物館の方が目にされ、世界記憶遺産に関して事実と異なる記載だとの指摘を受けたため、お詫びと事情の説明のために、企画調整部長、経済部長の両部長と私とで、田川市の副市長をお尋ねしたものであります。その席上、今回のお知らせチラシを作成する上で大意は無く、世界記憶遺産についての認識不足により誤って記載してしまった事について説明し、同様に広報いづかでも募集記事を掲載した事についても報告、謝罪いたしました。また、次回の広報紙にお詫びと訂正記事の掲載、及び飯塚観光と歴史施設めぐりの実施の折には参加者に対し、山本作兵衛氏に関する世界記憶遺産について正しい事実の説明をすると同時に、お詫びをする事、更には今後、同じ間違いをしないために正確な情報の共有を市職員間で図る事について申し出を行い、今後は、各自治体が保有する観光資産や施設について広域連携による利活用を進める事についてのお話をして理解を得ております。

今回の件につきましては、世界記憶遺産登録の記事について、連日、新聞紙上で目にしながら私の認識の甘さから、世界記憶遺産登録という地域にとって誇るべき事に対し、決して好ましくない、このような記事が掲載された事につきまして誠に申し訳なく思っています。心からお詫び申し上げます。以上で簡単ではありますが、報告第5号新聞報道についての説明を終ります。お騒がせして申し訳ありませんでした。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。